

(仮称) 観光振興税に係る懇談会 開催要領

第1 目的

多様化する観光需要に対応するための財源確保に向けて、(仮称) 観光振興税の考え方を取りまとめていくにあたり、幅広い方々から意見を伺うため、「(仮称) 観光振興税に係る懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

第2 議題

懇談会における議題は、次のとおりとする。

- (1) (仮称) 観光振興税について
- (2) その他

第3 構成

懇談会は、別表1の構成員をもって構成する。

第4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて経済部観光振興監が招集し、主催する。
- (2) 懇談会に座長を置き、経済部観光振興監が指名する。
- (3) 座長は、懇談会の議事を進行する。
- (4) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (5) 懇談会の事務は、経済部観光局において行う。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、経済部観光振興監と座長が協議の上定める。

本要領は令和元年(2019年)12月18日より施行する。